

第 3 章 給水装置の使用材料

3-1 水道メーターまでの使用材料

給水装置工事に使用する材料は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合するものでなければならない。

2 給水装置工事に用いる材料については、管理者が別に定めるものを使用しなければならない。ただし、建物内にメーターを設置する場合は、建物内の給水装置のうちメーター周辺に設置するものを除き、この限りでない。
(構造材質規程第2条)

給水装置指定材料

配水管等に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの給水装置工事に使用する給水管、給水用具、ボックス等は、工事の施行時における配水管及び他の地下埋設物への損傷を防止し、漏水時及び災害時等の緊急工事を円滑かつ効率的に行うため、次に掲げる「給水装置指定材料一覧表」の中から最も適切な材料を選定して使用すること。ただし、建物内にメーターを設置する場合は、建物内の給水装置のうちメーター周辺を除き、この限りでない。

給水装置指定材料一覧表

種別	品名	名称	適用	備考
直管	铸铁管	水道用ダクタイル铸铁管 (DIP) (内面モルタルライニング) (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	φ50mm～	管種は、K形・GX形・NS形・S50形とする。
	鋼管	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VB, SGP-VD)	φ13mm～φ50mm	
		水道用ステンレス鋼管 (SUS)	φ13mm～φ50mm	SUS304 又は SUS316 とする。
	合成樹脂管	水道用ポリエチレン二層管 (PP)	φ13mm～φ50mm	1種二層管とする。
		水道配水用ポリエチレン管 (HPPE)	φ50mm～φ100mm	
異形管	铸铁管用	水道用ダクタイル铸铁異形管 (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	φ50mm～	管種は、K形・GX形・NS形・S50形とする。
	鋼管用	水道用ライニング鋼管用管端防食形継手	φ13mm～	
		水道用ステンレス鋼管継手	φ13mm～	SUS304 又は SUS316 とする。
	合成樹脂管用	水道用ポリエチレン管金属継手	φ13mm～φ50mm	1種二層管用とする。
		水道配水用ポリエチレン管継手	φ50mm～φ100mm	
	特殊継手	伸縮可とう継手 (分水栓用)	φ20mm～φ50mm	
		伸縮継手	φ40mm	
		メーターユニオン	φ40mm	
防食型合フランジ		φ50mm	丸入りとする。	
弁栓類	分水栓	水道用バルブ付分水栓 (ボール式)	分岐口径 φ20mm～φ50mm	外ねじとする。
	不断水T字管	不断水T字管	分岐口径 φ40mm～	副弁付き又はソフトシール仕切弁付きとする。

弁 栓 類	止水栓	ボール式止水栓（両テーパ内ネジ）	φ 13 mm～φ 25 mm	長蝶ハンドルとする。
		ボール式止水栓（両テーパ内ネジ）	φ 40 mm	長丸ハンドルとする。
		ボール式メーター直結止水栓 （平行外ネジ×フランジ）	φ 50 mm	丸ハンドルとする。
	伸縮止水栓	ボール式メーター直結伸縮止水栓 （平行外ネジ×ユニオン）	φ 40 mm	丸ハンドルとする。
	仕切弁	水道用ソフトシール仕切弁	φ 50 mm～	右回し開きとする。
	逆止弁	メーター用単式逆止弁 （平行外ネジ×ユニオン）	φ 40 mm	
		メーター用単式逆止弁 （平行外ネジ×フランジ）	φ 50 mm	
		フランジ形スイング式逆止弁（10K） （樹脂粉体塗装品）	φ 75 mm～	
	空気弁	水道用急速空気弁	φ 20 mm	
		吸排気弁	φ 20 mm	
そ の 他	ボックス	メーター用，止水栓用，仕切弁用	φ 13 mm～	
	メーター 設置器	メーターユニット	メーター口径 φ 13 mm～φ 25 mm	一体構造型とする。
		メーターユニット （ハイシャフトスペース用）	メーター口径 φ 13 mm～φ 25 mm	一体構造型とする。
		メーターハイパスユニット	メーター口径 φ 13 mm～	一体構造型とする。
	被覆防食 材	防食ポリエチレンフィルム	分岐部	附属品を使用すること。
		管防食用ポリエチレンスリーブ	給水管 φ 50 mm～	
	防食テープ	防食用ビニル粘着テープ	φ 13 mm～	
	埋設シート	給水管用埋設標識シート	幅 W150 mm	2倍折込とする。
給水管用埋設標識アルミシート		幅 W150 mm	2倍折込とする。	

- (注) (1) 地中に埋設配管する铸铁管，水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VB）にあつては，防食対策（防食テープ，ポリエチレンスリーブ等の被覆。）を講ずること。
- (2) 地中に埋設配管する水道用ポリエチレン二層管（PP）にあつては，アルミ入りの水道用埋設標識シートを使用すること。
- (3) やむを得ずこの表に記載のない材料を使用するときは，事前に管理者と協議すること。